

第一号様式 (1)

**大量保有報告書**

**変更報告書 No. 5 (イ)**

(法第 27 条の 23 第 1 項に基づく報告書) (法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号
℥	13	B	128

関東財務局長 殿

氏名又は名称 東京青山・青木法律事務所 弁護士 江口直明

報告義務発生日 平成13年2月6日 (ハ)

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 (ロ)

平成13年8月28日 提出



**第1 提出者に関する事項**

**1 発行会社 (ニ)**

発行会社 の 名 称	小野薬品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総 頁	1 / 22
上 場	※ ① 上場 2 店頭			提出者及び 共同保有者の総数	6 名
証券取引所	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 京都 5 福岡 6 札幌				
本店所在地	大阪市中央区道修町2丁目1番5号			提出形態 (ホ)	※ ① 連名 2 その他

**2 提出者 (大量保有者) (ヘ)**

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ (カタカナ)					
氏名又は名称		フランクリン・ミューチュアル・アドバイザーズ・エルエルシー			
フリガナ (カタカナ)					
住所又は本店所在地		アメリカ合衆国 07078、ニュージャージー州、ショートヒルズ、ジョン・エフ・ケネディー・パークウェイ 51			
フリガナ (カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1999年4月1日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	ピーター・エイ・ランガーマン	社長、最高経営責任者
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 武澤 朋子			
		電話番号	(03) 3403-5281		

**3 保有目的 (ト)**

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。



発行会社の会社コード 4528

頁 / 総頁 3 / 22

提出者（大量保有者）の氏名又は名称 フランクリン・ミューチュアル・アドバイザーズ・エルエルシー

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約（ヌ）

該当なし

7 保有株券等の取得資金（ル）

(1) 取得資金の内訳

自己資金額（千円） R

借入金額計（千円） S

その他（具体的に）  
顧客の資金  
その他金額計（千円） T 2,319,393

取得資金合計  
(R+S+T)（千円） 2,319,393

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称(支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	借 入 的 目 的	金 額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

第一号様式(4)

大量保有報告書

変更報告書 No. 5 (イ)

(法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所  
 氏名又は名称 弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成13年2月6日(ハ)

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 (ロ)

平成13年8月28日 提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社(ニ)

発行会社 の 名 称	小野薬品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総 頁	4 / 22
		※ ① 上場 2 店頭			
上 場	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 京都			提出者及び	
証券取引所	5 広島 6 福岡 7 新潟 8 札幌			共同保有者の総数	6 名
本店所在地	大阪府中央区道修町2丁目1番5号			提出形態(ホ)	※ ① 連名 2 その他

2 提出者(大量保有者)(ヘ)

※ 1 個人					
② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ(カタカナ)					
氏名又は名称		テンプレートン・フランクリン・インベストメント・サービズ・インク			
フリガナ(カタカナ)					
住所又は本店所在地		アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スウィート 2100、イースト・ブロード・ブルヴァール 500			
フリガナ(カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ(カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1987年10月10日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	グレゴリー・イー・ジョンソン	社長、最高経営責任者
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子			
		電話番号	(03) 3403-5281		

3 保有目的(ト)

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。



発行会社の会社コード	4528
------------	------

頁 / 総頁	6 / 22
--------	--------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	テンプレートン・フランクリン・インベストメント・サービス・インク
-----------------------	----------------------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約（ヌ）

該当なし
------

7 保有株券等の取得資金（ル）

(1) 取得資金の内訳

自己資金額（千円）	R
-----------	---

借入金額計（千円）	S
-----------	---

その他（具体的に）
-----------

その他金額計（千円）	T
------------	---

取得資金合計 (R+S+T)（千円）
-----------------------

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称(支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	借 入 的 目 的	金 額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

第一号様式（7）

**大量保有報告書**

**変更報告書 No. 5 (イ)**

（法第 27 条の 23 第 1 項に基づく報告書） （法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書）

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所  
氏名又は名称 弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成13年2月6日(ハ)

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 (ロ)

平成13年8月28日 提出

**第1 提出者に関する事項**

1 発行会社 (ニ)

発行会社 の 名 称	小野薬品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総 頁	7 / 22
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 京都 5 広島 6 福岡 7 新潟 8 札幌	※ ① 上場 2 店頭		提出者及び 共同保有者の総数	6 名
本店所在地	大阪府中央区道修町2丁目1番5号		提出形態(ホ)	※ ① 連名 2 その他	

2 提出者 (大量保有者) (ヘ)

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ (カタカナ)					
氏名又は名称		テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド			
フリガナ (カタカナ)					
住所又は本店所在地		バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、BOX N-7759			
フリガナ (カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成	勤務先名称			
法 人	職 業	勤務先住所			
	設立年月日	1992年 7月 17日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成	代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴーン	執行副社長、秘書役	
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先 及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子			
		電話番号	(03) 3403-5281		

3 保有目的 (ト)

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。





発行会社の会社コード	4528
------------	------

頁 / 総頁	9 / 22
--------	--------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド
-----------------------	-----------------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約（ヌ）

該当なし
------

7 保有株券等の取得資金（ル）

(1) 取得資金の内訳

自己資金額（千円）	R
-----------	---

借入金額計（千円）	S
-----------	---

その他（具体的に）	顧客の資金
その他金額計（千円）	T 11,996,776

取得資金合計 (R+S+T)（千円）	11,996,776
-----------------------	------------

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称(支店名)	業種	(フリガナ) 代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

第一号様式(10)

**大量保有報告書**

**変更報告書 No. 5 (イ)**

(法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所

氏名又は名称 弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成13年2月6日(ハ)

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 (ロ)

平成13年8月28日 提出

**第1 提出者に関する事項**

**1 発行会社(ニ)**

発行会社 の 名 称	小野薬品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総 頁	10 / 22
		※ ① 上場 2 店頭			
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 京都 5 広島 6 福岡 7 新潟 8 札幌			提出者及び 共同保有者の総数	6 名
本 店 所 在 地	大阪府中央区道修町2丁目1番5号			提出形態(ホ)	※ ① 連名 2 その他

**2 提出者(大量保有者)(ヘ)**

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )			
フリガナ(カタカナ)			
氏名又は名称	テンプレートン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー		
フリガナ(カタカナ)			
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スイート2100、イースト・ブロード・ブルヴァール 500		
フリガナ(カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ(カタカナ)			
旧住所又は本店所在地			
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称
人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	1979年10月24日	(フリガナ)
法 人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名
	代表者氏名	ギャリー・アール・クレモンズ	代表者役職
	事業内容	投資顧問業	執行副社長
事務上の連絡先及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子	
		電話番号	(03) 3403-5281

**3 保有目的(ト)**

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。



発行会社の会社コード 4528

頁 / 総頁 12 / 22

提出者（大量保有者）の氏名又は名称 テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約（ヌ）

該当なし

7 保有株券等の取得資金（ル）

(1) 取得資金の内訳

自己資金額（千円） R

借入金額計（千円） S

その他（具体的に）  
顧客の資金

その他金額計（千円） T 6,905,647

取得資金合計  
(R+S+T)（千円） 6,905,647

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称(支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	借 入 目 的	金 額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

第一号様式(13)

**大量保有報告書**

**変更報告書 No. 5 (イ)**

(法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所

氏名又は名称 弁護士 江口直明

報告義務発生日 平成13年2月6日 (ハ)

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 (ロ)

平成13年8月28日 提出

**第1 提出者に関する事項**

**1 発行会社 (ニ)**

発行会社 の 名 称	小野薬品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総 頁	13 / 22
上 場	※ ① 上場 2 店頭			提出者及び 共同保有者の総数	6 名
証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 2 名古屋 4 京都 5 広島 6 福岡 7 新潟 8 札幌				
本 店 所 在 地	大阪市中央区道修町2丁目1番5号			提出形態(ホ)	※ ① 連名 2 その他

**2 提出者 (大量保有者) (ヘ)**

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ (カタカナ)					
氏名又は名称		フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド			
フリガナ (カタカナ)					
住所又は本店所在地		英国 EH1 2EH、スコットランド、エディンバラ、サルティア・コート、キャッスル・テラス 20			
フリガナ (カタカナ)		/			
旧氏名又は名称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1985年4月3日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	ディクソン・ビー・アンダーソン	取締役
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先 及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号	東京青山・青木法律事務所	弁護士	武 澤 朋 子
		電 話 番 号	(03) 3403-5281		

**3 保有目的 (ト)**

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。



発行会社の会社コード 4528

頁 / 総頁 15 / 22

提出者（大量保有者）の氏名又は名称 フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約（ヌ）

該当なし

7 保有株券等の取得資金（ル）

(1) 取得資金の内訳

自己資金額（千円） R

借入金額計（千円） S

その他（具体的に）  
顧客の資金

その他金額計（千円） T 991,462

取得資金合計（R+S+T）（千円） 991,462

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称(支店名)	業種	(フリガナ) 代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

第一号様式（16）

**大量保有報告書**

**変更報告書 No. 5 (イ)**

(法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所  
 氏名又は名称 弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成13年2月6日 (ハ)

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 (ロ)

平成13年8月28日 提出

**第1 提出者に関する事項**

1 発行会社 (ニ)

発行会社 の 名 称	小野薬品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総 頁	16 / 22
上 場	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 京都	※ ① 上場 2 店頭		提出者及び 共同保有者の総数	6 名
証券取引所	5 広島 6 福岡 7 新潟 8 札幌			提出形態 (ホ)	※ ① 連名 2 その他
本店所在地	大阪府中央区道修町2丁目1番5号				

2 提出者 (大量保有者) (ヘ)

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ (カタカナ)					
氏名又は名称	フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・コープ				
フリガナ (カタカナ)					
住所又は本店所在地	カナダ M5C 3B8、オンタリオ州、トロント、スイート 2101、アデレード ストリート イースト 1				
フリガナ (カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1982年10月1日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	ギャリー・アール・ノートン	上級副社長
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先 及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号		東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子	
			電話番号	(03) 3403-5281	

3 保有目的 (ト)

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。





発行会社の会社コード	4528
------------	------

頁 / 総頁	18 / 22
--------	---------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	フランクリン・templton・インベストメンツ・コープ
-----------------------	------------------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約（ヌ）

該当なし
------

7 保有株券等の取得資金（ル）

(1) 取得資金の内訳

自己資金額（千円）	R
-----------	---

借入金額計（千円）	S
-----------	---

その他（具体的に） 顧客の資金	その他金額計（千円）	T	916,851
--------------------	------------	---	---------

取得資金合計 (R+S+T)（千円）	916,851
-----------------------	---------

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称(支店名)	業種	(フリガナ) 代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

第一号様式（19）

**大量保有報告書**

**変更報告書 No. 5 (イ)**

(法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所  
氏名又は名称 弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成13年2月6日 (ハ)

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 (ロ)

平成13年8月28日 提出

**第1 提出者に関する事項**

**1 発行会社 (ニ)**

発行会社 の 名 称	小野薬品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総 頁	19 / 22
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 京都 5 福岡 6 札幌	※ ① 上場 2 店頭		提 出 者 及 び 共同保有者の総数	6 名
本 店 所 在 地	大阪市中央区道修町2丁目1番5号			提 出 形 態 (ホ)	※ ① 連名 2 その他

**2 提 出 者 (大量保有者) (ヘ)**

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ (カタカナ)					
氏 名 又 は 名 称		テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド			
フリガナ (カタカナ)					
住 所 又 は 本 店 所 在 地		シンガポール共和国 038987、サンテック・タワー・ワン #38-03、テマセク・ブルヴァール 7			
フリガナ (カタカナ)					
旧 氏 名 又 は 名 称					
フリガナ (カタカナ)					
旧 住 所 又 は 本 店 所 在 地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1992年 9月 28日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン	取締役
	事 業 内 容	投資顧問業			
事務上の連絡先 及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号	東京青山・青木法律事務所	弁護士	武 澤 朋 子
		電 話 番 号	(03) 3403-5281		

**3 保有目的 (ト)**

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。



発行会社の会社コード 4528

頁 / 総頁 21 / 22

提出者（大量保有者）の氏名又は名称 テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約（ヌ）

該当なし

7 保有株券等の取得資金（ル）

(1) 取得資金の内訳

自己資金額（千円） R

借入金額計（千円） S

その他（具体的に）  
顧客の資金

その他金額計（千円） T 145,840

取得資金合計（R+S+T）（千円） 145,840

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称(支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	借 入 目 的	金 額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

発行会社の会社コード	4528
------------	------

頁 / 総頁	22 / 22
--------	---------

提出者（大量保有者）の氏名又は名称	フランクリン・ミューチュアル・アドバイザーズ・エルエルシー
-------------------	-------------------------------

提出者及び共同保有者の総数	6名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者（カ）

1	フランクリン・ミューチュアル・アドバイザーズ・エルエルシー	21		41	
2	テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド	22		42	
3	テンブルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー	23		43	
4	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	24		44	
5	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・コープ	25		45	
6	テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド	26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳（ヨ）


	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号	
株券	株	株	6,371,594株	
新株引受権証書	A 株	/	H 株	
新株引受権証券	B 株		I 株	
転換社債券	C 株		J 株	
新株引受権付社債券	D		K	
対象有価証券ハードウェア	E		L	
株券預託証券				株
株券関連預託証券	F		M	
対象有価証券償還社債	G		N	
合計	O 株		P 株	Q 6,371,594株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R 株	発行済株式総数 (平成13年2月6日現在)	U 122,919,000株	
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R)	S 6,371,594株	上記提出者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)	5.18%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T 株	直前の報告書に記載された株券等保有割合	5.78%	

**POWER OF ATTORNEY**

Franklin Mutual Advisers, LLC (the "Company") hereby appoints Mr. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo Aoyama Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 19 day of May, 2000.

Franklin Mutual Advisers, LLC

  
\_\_\_\_\_  
Peter A. Langerman  
President and Chief Executive Officer

<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・ミューチュアル・アドバイザーズ・エルエルシー（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2000年5月19日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・ミューチュアル・アドバイザーズ・エルエルシー

\_\_\_\_\_  
(署 名)

ピーター・エイ・ランゲーマン

社長、最高経営責任者

上記正訳しました

弁護士 江 口 直 明





**POWER OF ATTORNEY**

Templeton Franklin Investment Services, Inc., (the "Company") hereby appoints Messrs. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 15 day of May, 2001.

Templeton Franklin Investment Services, Inc.

By: \_\_\_\_\_

Name: Gregory E. Johnson

Title: President & Chief Executive Officer

<訳文>

## 委 任 状

テンプレートン・フランクリン・インベストメント・サービシズ・インク（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山・青木法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は相当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年5月15日日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・フランクリン・インベストメント・サービシズ・インク

\_\_\_\_\_  
(署 名)

グレゴリー・イー・ジョンソン

社長、最高経営責任者

上記正訳しました

弁護士 江 口 直 明




**POWER OF ATTORNEY**

Templeton Global Advisors Limited (the "Company") hereby appoints appoints Mr. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo Aoyama Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 22 day of May, 2000.

Templeton Global Advisors Limited

  
\_\_\_\_\_  
Gregory E. McGowan  
Executive Vice President and Secretary

<訳文>

## 委 任 状

テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2000年5月22日日本委任状に適式に署名する。

テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

\_\_\_\_\_  
(署 名)

グレゴリー・イー・マクゴードン

執行副社長、秘書役

上記正訳しました

弁護士 江口直明



**POWER OF ATTORNEY**

Templeton Investment Counsel, LLC. (the "Company") hereby appoints Messrs. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo Aoyama Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 2nd day of March, 2001.

Templeton Investment Counsel, LLC.

By: Gary R. Clemons

Name: Gary R. Clemons

Title: Executive Vice President

<訳文>

## 委 任 状

テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山法律事務所 弁護士江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年3月2日日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー

\_\_\_\_\_  
(署 名)

ギャリー・アール・クレモンズ

執行副社長

上記正訳しました

弁護士 江 口 直 明



**POWER OF ATTORNEY**

Franklin Templeton Investment Management Ltd. (the "Company") hereby appoints Messrs. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo Aoyama Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 2<sup>nd</sup> day of MARCH, 2001.

Franklin Templeton Investment Management Ltd.

By: D. B. Anderson

Name: DICKSON ANDERSON

Title: DIRECTOR

<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年3月2日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンブルトン・インベストメント・  
マネジメント・リミテッド

\_\_\_\_\_  
(署 名)

ディクソン・ビー・アンダーソン  
取締役

上記正訳しました

弁護士 江 口 直 明





## POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investments Corp. (the "Company") hereby appoints Messrs. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo Aoyama Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 2<sup>nd</sup> day of March, 2001.

Franklin Templeton Investments Corp.

By: G. R. Norton

Name: GARY R. NORTON

Title: SR. VICE PRESIDENT, INVESTOR AND DEALER SERVICES

<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・コープ（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年3月2日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・コープ

(署名)

ギャリー・アール・ノートン

上級副社長

上記正訳しました

弁護士 江口直明

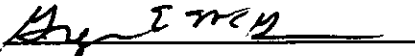


**POWER OF ATTORNEY**

Templeton Asset Management Limited (the "Company") hereby appoints Messrs. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 14<sup>th</sup> day of May, 2001.

Templeton Asset Management Limited

By: 

Name: Gregory E. McGowan

Title: Director

<訳文>

## 委 任 状

テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山・青木法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年5月14日日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド

\_\_\_\_\_  
(署 名)

グレゴリー・イー・マクゴーン

取締役

上記正訳しました  
弁護士 江 口 直 明

